

厚生労働科学研究費補助金（認知症政策研究事業）
分担研究報告書

独居認知症高齢者等の行方不明対策に関する研究

研究分担者 菊地和則 東京都健康長寿医療センター研究所研究員
研究協力者 大口達也 高崎健康福祉大学健康福祉学部講師
研究協力者 池内朋子 東京都健康長寿医療センター研究所研究員
研究代表者 栗田圭一 東京都健康長寿医療センター研究所副所長

研究要旨

警察庁の統計によると認知症による行方不明は年々増加の一途を辿り、2020年には17,656人に達している。今後、独居認知症高齢者の増加に伴い、独居行方不明者も増加すると考えられる。これまでの研究から行方不明時に独居であることが発見時の死亡と関係していることが示されている。本研究は独居行方不明に固有の問題に焦点を当てて具体的な解決策を示し、もって市町村の独居認知症高齢者の行方不明対策を推進することを目的としている。

13市町村に対してヒアリング調査を実施した結果、独居行方不明のためだけに行われている施策は無かったが、独居行方不明に有効な取り組みを行っている事例があった。独居行方不明者数を把握するに当たり、警察が行方不明者届を出された人以外についても独自に行方不明者数を集計して市町村に情報を提供することにより、独居行方不明者数を把握している例があった。また、家族親族など行方不明者届を警察に出す人がいない場合、直営・委託型地域包括支援センターが届を出せることが明らかとなった。

このような取り組みは市町村が独居行方不明対策を進めるに当たり、参考とすることができるだろう。

A. 研究目的

警察庁の統計によると認知症による行方不明は年々増加の一途を辿り、2020年には17,656人に達している。また、今後我が国は認知症者、独居高齢者の増加に伴い、独居認知症高齢者が増加すると見込まれている。先行研究により行方不明時に独居であることが発見時の死亡と関係していることが示されている（Kikuchi, et.al. 2019）。このことは独居認知症高齢者の行

方不明死の増加をもたらす可能性を示している。本研究は独居認知症高齢者の行方不明に特有の問題に対する具体的な解決策を示し、もって市町村（特別区を含む、以下同様）の独居認知症高齢者の行方不明対策を推進することを目的としている。

B. 研究方法

筆者らが2020年9月に全市町村1,741ヶ所の高齢者福祉主管課を対象として実施

した「独居認知症高齢者の行方不明に対する市町村の取り組みに関する研究」において、ヒアリング調査に協力できると回答した140市町村の中から15市町村を対象として遠隔ビデオ会議システム（ZOOM）あるいは電話を使用して30分～1時間程度のヒアリング調査を実施した。

ヒアリングに当たっては、①独居認知症高齢者行方不明者数の把握、②行方不明者届の提出、③警察との連携、④SOSネットワーク、⑤独居認知症高齢者行方不明への支援体制構築・強化、という5つのテーマを設け、調査票の回答内容から候補となる市町村を人口規模別（概ね10万人以上、5万人～10万人、5万人未満）にそれぞれ3ヶ所の計15ヶ所を選択した。市町村がヒアリング調査を辞退した場合は、新たに候補を選択して調査協力を依頼した。なお、各テーマで3市町村に達しない場合であっても、ヒアリング対象として適当であると思われる市町村が無くなった場合は、その時点で追加は中止した。調査は2021年8月～10月にかけて実施した。

（倫理面への配慮）

本研究は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター倫理委員会の承認を得て実施した。また、本研究に関して開示すべき利益相状態はない。なお、自治体名は公表しないことを条件としてヒアリング調査を行った。

C. 研究結果

ヒアリング調査への協力依頼の結果、テーマ①と②は各2市町村、③、④、⑤は各3市町村の、計13市町村のヒアリング調査を実施した。12市町村はZOOMにより、1市

町村は電話により実施した。

本研究は独居行方不明を対象としているが、市町村の行方不明対策は独居に絞ったものは行われておらず、行方不明対策の中で独居の場合は個別に対応しているのが現状であった。しかし独居行方不明が持つ課題に対し、具体的な対策を講じている所があった。

1) 独居認知症高齢者の行方不明人数の把握方法

行方不明者数の把握は警察への行方不明者届の人数が用いられることが多いが、世帯類型に関するデータが無いため、独居の人数は不明である。また独居の場合、約3割は届を出していないことも明らかとなっている（菊地ら、2021）。また市町村が独自に把握する例もあるが、これらは家族親族、介護支援専門員、サービス担当者などが気づいて報告をあげたものに限られる。このような状況においては独居行方不明者数を把握することは非常に難しい。

今回、A市へのヒアリング調査から独居行方不明者数を把握するのに有効な取り組みが明らかとなった。A市では行方不明事案の解決後に警察が独自に「情報提供書」を市に提供している。警察では世帯類型も確認しているので、独居であるかどうかの確認もできる。しかも情報提供書は届が提出されていない事例についても提供される（例えば、届が出される前に保護された場合など）。届の有無に関わらず、警察が把握した事例は全て情報提供されるので、情報提供書を使用した行方不明者数の把握は、独居認知症高齢者の行方不明者数の把握において有効であると考えられる。

これに市町村が把握した情報（警察が把握していない者）を加えれば、さらに行方不明人数の補足率は高まるだろう。なお、情報提供書は県警が主導して行方不明対策を構築する中で使用されるようになったものであり、都道府県警レベルでの取り組みがあれば、全国的にも採用できる可能性がある。

この事例は厳密には市町村ではなく警察の取り組みであるが、市町村へのヒアリング調査によって明らかとなったことから、市町村の取り組みに含めた。

2) 行方不明者届の提出

独居で大きな問題となるのは行方不明になった時、誰が警察に行方不明者届を提出するのか、ということである。先行研究から行方不明から発見までの時間が長いことが、発見時の死亡と関連していることが明らかとなっている（Kikuchi, et.al. 2019）。つまり、行方不明は初動捜索をいかに早く始めるかが重要である。その点、近隣に家族親族がおらず、行方不明者届を誰が出すか決まっていない場合は初動捜索の遅れにつながる。

届を出せる者については「行方不明者発見活動に関する規則」に規定されている。その中に「福祉事務所の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」があり、具体的には「福祉事務所の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者等であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう」とされている。

B市に対するヒアリング調査において、直営地域包括支援センター及び委託型地域

包括支援センターの職員が届を提出できることが分かった。具体的には直営地域包括支援センター職員は行政が運営する各種の福祉サービスに従事する者に該当し、委託型の場合、本来行政が行うべき業務を委託しているため、委託型も行政に準ずるとして委託型地域包括支援センターからも届を出すことができる。

独居で近隣に家族親族など届を出してくれる人がいない場合であっても、地域包括支援センターが行方不明者届を提出できることにより警察が捜索活動を行うことができる。

なお、別の市町村で警察が行方不明者届の提出無しに捜索活動を行う例も報告されたが、これは届の提出に時間がかかると捜索活動をすぐに始めることができないため、先に捜索活動を始めて、後で届を提出するものであった。このような対応も早期の捜索活動開始に資するだろう。

D. 考察

認知症による行方不明は、その最悪の結果が死亡であるという重大性にも関わらず、国内外を見ても系統的な研究は行われていない。独居に限定すると研究はほとんどない。しかし市町村では行方不明に対応するための取り組みが行われている。

本研究は独居行方不明に固有の問題に焦点を当てて具体的な解決策を示し、もって市町村の独居認知症高齢者の行方不明対策を推進することを目的としている。

しかし市町村の行方不明対策は独居のみに焦点を当てたものではないため、独居に特化した対策を講じているわけではなかった。しかしヒアリングの中で独居行方不明

への対応が課題として認識されていることが示され、独居行方不明への対応に資する事例があった。

E. 結論

独居認知症高齢者の行方不明に関する研究は、国内外を見てもほとんどない。その実態を明らかにし、有効な対策を講じるための更なる研究が必要とされている。

F. 研究発表

1. 論文発表

菊地和則，独居認知症高齢者の行方不明の実態とその対策，老年精神医学雑誌，33（3），282-287，2022

2. 学会発表

菊地和則，大口達也，池内朋子，栗田主一，独居認知症高齢者の行方不明発生率に関する研究，第63回日本老年医学会学術集会，2021.6.11-27，名古屋（web開催）

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3.その他

該当なし